

【措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）】

（特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合の限度額の計算等）

69 の 5—12 措置法第 69 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする措置法第 69 条の 5 第 5 項に規定する選択宅地等面積（以下 69 の 5—12 において「選択宅地等面積」という。）が 200 ㎡に満たない場合において、同項の規定により同条第 1 項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。

$$A \times \frac{200 \text{ ㎡} - B}{200 \text{ ㎡}}$$

（注）1 措置法第 69 条の 5 第 5 項（措置法令第 40 条の 2 の 2 第 9 項の規定の適用がある場合を含む。）の規定により、措置法第 69 条の 5 第 2 項第 3 号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林（以下 69 の 5—12 において「特定（受贈）森林経営計画対象山林」という。）である特定計画山林（以下 69 の 5—12 において「選択山林」という。）、小規模宅地等又は猶予対象宅地等（措置法令第 40 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ハに規定する猶予対象受贈宅地等を含む。以下 69 の 5—13 までにおいて同じ。）について、措置法第 69 条の 5 第 1 項、第 69 条の 4 第 1 項又は第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を重複して受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。

$$B + (200 \text{ ㎡} \times \frac{C}{A}) \leq 200 \text{ ㎡}$$

2 算式中の符号は次のとおりである。

A は、措置法第 69 条の 5 第 2 項第 3 号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定（受贈）森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額

B は、選択宅地等面積

C は、選択山林の価額の合計額

なお、猶予対象宅地等について措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける者がいる場合の上記の選択宅地等面積（B）の計算については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める面積に相当する面積の土地を特定事業用宅地等である小規模宅地等として選択したものとみなして計算することに留意する。

1 猶予対象宅地等 当該猶予対象宅地等のうち措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける部分の面積

2 猶予対象受贈宅地等のうち措置法令第 40 条の 2 第 5 項に規定する受贈宅地等 当該猶予対象受贈宅地等のうち措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける部分の面積

3 猶予対象受贈宅地等のうち措置法第 70 条の 6 の 8 第 5 項の承認に係るもの $a \times \frac{b}{c}$

4 猶予対象受贈宅地等のうち措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の承認に係るもの $a \times \frac{d}{c}$

（注）上記 3 及び 4 の算式中の符号は次のとおりである。

a は、措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用を受けた当該受贈宅地等の面積

b は、措置法第 70 条の 6 の 9 第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下（注）において同じ。）の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同条第 1 項の特例受贈事業用資産の価額（※）のうち措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける上記 3 に掲げる資産に対応する部分の価額に相当する金額

※ 当該特例受贈事業用資産に係る措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 3 号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には次の価額となる（d において同じ。）。

措置法第 70 条の 6 の 9 第 1 項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額

措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用を受けた同項に規定する特例受贈事業用資産の価額

×

当該納税猶予分の贈与税額の計算において措置法令第 40 条の 7 の 8 第 8 項の規定により計算された価額に相当する金額

cは、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた当該受贈宅地等の同項の規定の適用に係る贈与の時（同条第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額

dは、措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける上記4に掲げる資産に対応する部分の価額に次の割合を乗じて計算した金額

措置法第70条の6の8第6項の承認に係る現物出資により移転をした措置法令第40条の2第5項に規定する受贈宅地等（※1）の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時（同条第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。以下（注）において同じ。）における価額に相当する金額（※2）

当該現物出資により移転をした全ての措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の同項の規定の適用に係る贈与の時の価額（※3）の合計額

※1 措置法令第40条の2第5項に規定する受贈宅地等の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の承認があった場合における同項第3号の規定により同条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。

※2 当該特例受贈事業用資産とみなされた資産にあつては、措置法規則第23条の8の8第22項の規定により計算した金額

※3 当該特例受贈事業用資産が措置法第70条の6の8第5項第3号の規定により同条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされたものである場合には、措置法規則第23条の8の8第22項の規定により計算した金額

※下線部分が改正部分である。

（改正）

（説明）

措置法第69条の5の「特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下69の5—12において「特定計画山林の特例」という。）と措置法第69条の4の「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」又は措置法第70条の6の10の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（以下69の5—12において「事業用資産の納税猶予」という。）を重複して適用する場合には、特定計画山林の特例の適用を受けることができる措置法第69条の5第2項第4号に規定する特定計画山林の価額について、一定の限度額が設けられている（措置法69の5⑤、措置法令40の2の2⑨）。

令和2年度税制改正により、被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法令第40条の2の2第1項第1号ハに規定する猶予対象受贈宅地等のうち受贈買換資産（70の6の10—17の解説参照）又は受贈株式等（70の6の10—17の解説参照）について事業用資産の納税猶予の適用を受ける者がいる場合における当該限度額について、所要の整備がされたことに伴い、本通達においても所要の整備を行った。

【措置法第 70 条の 6 の 8 ((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))関係】

(宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)

70 の 6 の 8—15 の 2 贈与により取得した宅地等が、当該贈与の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものである場合には、贈与者（生計一親族等を含む。）の事業の用に供されていた建物等（当該贈与者又はその他親族が所有していた建物等をいう。以下 70 の 6 の 8—15 の 2 において同じ。）で、当該贈与者が配偶者居住権者（当該配偶者居住権を有する者をいう。以下 70 の 6 の 8—15 の 2 において同じ。）であるもの又はその他親族が配偶者居住権者であるもの（当該贈与者が当該建物等を配偶者居住権者である当該その他親族から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）の敷地の用に供されていた宅地等が、措置法令第 40 条の 7 の 8 第 6 項の「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」に該当することに留意する。

(新設)

(説明)

本通達は、宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合に、措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用対象となる「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」に該当する宅地等の範囲を 70 の 6 の 8—15 ((贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)) の取扱い及び配偶者居住権の法的性質を踏まえ、留意的に示したものである。

なお、詳細については、69 の 4—4 の 2 ((宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)) の説明を参照。

【措置法第 70 条の 6 の 10（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除））関係】

（個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合）
70 の 6 の 10—17・・・

（注） 特例事業受贈者が措置法第 70 条の 6 の 9 第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下 70 の 6 の 10—17 において同じ。）の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業受贈者が贈与により取得した特定事業用資産のうちに受贈宅地等があるときは、当該特例受贈事業用資産のうち次に掲げる資産については、それぞれに定める面積の合計に基づき、上記(2)から(4)までの限度面積の計算を行うことに留意する。

- (1) 受贈宅地等 措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受けようとする部分の面積
(2) 受贈宅地等の譲渡につき措置法第 70 条の 6 の 8 第 5 項の承認があった場合における同項第 3 号の規定により特例受贈事業用資産とみなされた資産（以下(2)において「受贈買換資産」という。） 次の算式により計算した面積

$$\frac{\text{当該受贈宅地等の面積}}{\text{措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例受贈事業用資産の価額(※)のうち受贈買換資産に対応する部分の価額}} \times \frac{\text{当該受贈宅地等の贈与の時(措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。③において同じ。)における価額}}{\text{措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた特例受贈事業用資産の価額}}$$

※ 当該特例受贈事業用資産に係る措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 3 号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には、当該価額に次の割合を乗じて計算した金額となる。(3)において同じ。

措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた特例受贈事業用資産の価額
当該納税猶予分の贈与税額の計算において措置法第40条の7の8第8項の規定により計算された価額に相当する金額

- (3) (1)又は(2)に掲げるものの現物出資による移転につき措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の承認があった場合における同項の規定により特例受贈事業用資産とみなされた株式等（以下(3)において「受贈株式等」という。） 次の算式により計算した面積

$$\frac{\text{当該受贈宅地等の面積}}{\text{措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例受贈事業用資産の価額のうち受贈株式等に対応する部分の価額}} \times \frac{\text{当該現物出資により移転をした受贈宅地等(※1)の贈与の時における価額に相当する金額(※2)}}{\text{当該現物出資により移転をした全ての特例受贈事業用資産の贈与の時における価額(※3)の合計額}}$$

※ 1 受贈宅地等の譲渡につき措置法第 70 条の 6 の 8 第 5 項の承認があった場合における同項第 3 号の規定により特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。

2 ※ 1 の特例受贈事業用資産とみなされた資産については、措置法規則第 23 条の 8 の 8 第 22 項の規定により計算した金額による。

3 当該特例受贈事業用資産のうちに※ 1 の特例受贈事業用資産とみなされた資産がある場合には、当該みなされた資産については措置法規則第 23 条の 8 の 8 第 22 項の規定により計算した金額による。

※下線部分が改正部分である。

(説明)

措置法第70条の6の10第1項の規定の適用対象となる宅地等には400㎡の限度面積が設けられているが(措置法70の6の10②一イ)、その相続に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした宅地等について措置法第69条の4の規定(以下70の6の10—17において「小規模宅地等の特例」という。)の適用を受ける者がある場合には、その適用を受ける同条第1項に規定する選択特例対象宅地等の区分に応じ、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用対象となる宅地等の面積は、次のとおりとされている(措置法70の6の10②一イ、措置法令40の7の10⑦)。

	適用を受ける選択特例対象宅地等の区分	限度面積等
イ	特定同族会社事業用宅地等 ^{※1}	400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積
ロ	貸付事業用宅地等	$400\text{㎡} - 2 \times \left(\alpha \times \frac{200}{330} + \beta \times \frac{200}{400} + \gamma \right)$ ^{※2}
ハ	特定居住用宅地等 ^{※1}	400㎡

※1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ロによる。

2 α は特定居住用宅地等の面積、 β は特定同族会社事業用宅地等の面積、 γ は貸付事業用宅地等の面積。

3 特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、事業用資産の全てについて措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けることができない(措置法70の6の10②二へ)。

これらの限度面積は、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける同条第2項第2号に規定する特例事業受贈者(以下70の6の10—17において「特例事業受贈者」という。)が、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の6の10—17において同じ。)の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産(以下70の6の10—17において「特例受贈事業用資産」という。)について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業受贈者が贈与により取得した措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する特定事業用資産のうちに同号イに規定する宅地等(以下70の6の10—17において「受贈宅地等」という。)があるときも同様である。

ところで、措置法第70条の6の8第1項の規定による贈与税の納税猶予については、その適用を受ける特例受贈事業用資産を譲渡した場合において同条第5項の承認(以下70の6の10—17において「買換承認」という。)を受け、その譲渡があった日から1年を経過する日までにその譲渡の対価の額の全部又は一部をもってその事業の用に供される資産を取得したときは、その取得した資産を特例受贈事業用資産とみなして納税猶予を継続することとされており、また、会社の設立に伴う現物出資によりその適用を受ける特例受贈事業用資産の全てを移転した場合において同条第6項の承認(以下70の6の10—17において「現物出資承認」という。)を受けたときは、その現物出資により取得した株式又は持分(以下70の6の10—17において「株式等」という。)を特例受贈事業用資産とみなして納税猶予を継続することとされている。

したがって、受贈宅地等の譲渡につき買換承認があった場合における特例受贈事業用資産とみなされた資産(以下70の6の10—17において「受贈買換資産」という。)又は受贈宅地等及び受贈買換資産の移転につき現物出資承認があった場合における特例受贈事業用資産とみなされた株式等(以下70の6の10—17において「受贈株式等」という。)について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用対象となる部分は、受贈宅地等について同項の規定の適用を受ける場合と同様に、上記の限度面積を超えない部分に限られることとなる(措置法令40の7の10⑤三、措置法規則23の8の9②③)。

なお、この場合における受贈買換資産又は受贈株式等に係る限度面積の計算は、その受贈買換資産又は受贈株式等に係る受贈宅地等の面積を基礎として計算することとされている。

本通達の(注)の改正は、措置法第70条の6の9第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた受贈宅地等、受贈買換資産又は受贈株式等について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合において、その相続に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者があるときにおける当該受贈宅地等、受贈買換資産又は受贈株式等に係る限度面積の計算について、その計算の基礎となるこれらの資産ごとの面積の計算方法を算式により留意的に明らかにしたものである。

(参考) 小規模宅地等の特例と重複適用する場合に相続税の納税猶予の適用対象となる受贈宅地等の部分の計算例

(1) 通常の場合 (買換承認・現物出資承認がない場合)

《前提》

- ・贈与時：A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・相続時：貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{ (貸付事業用宅地等の面積)} = 200 \text{ m}^2$$

② A宅地（受贈宅地等）のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

$$5,000 \text{ 万円 (相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたA宅地の価額)} \times \frac{200 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 2,500 \text{ 万円}$$

(2) 受贈宅地等の譲渡について買換承認を受けた場合

【ケース1】 A宅地の譲渡の対価の額の全部を新たな資産の取得に充てている場合

《前提》

- ・贈与時：A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・譲渡時：A宅地を6,000万円で譲渡しB宅地（500 m²：取得時の価額は7,000万円）を取得
→ 特例受贈事業用資産とみなされるB宅地の価額は5,000万円
- ・相続時：貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるB宅地の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{ (A宅地の面積)} \times \frac{5,000 \text{ 万円 (相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたB宅地の価額)}}{5,000 \text{ 万円 (A宅地の贈与時の価額)}} = 400 \text{ m}^2$$

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{ (貸付事業用宅地等の面積)} = 200 \text{ m}^2$$

③ B宅地（受贈買換資産）のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

$$5,000 \text{ 万円 (相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたB宅地の価額)} \times \frac{200 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 2,500 \text{ 万円}$$

【ケース2】 A宅地の譲渡の対価の額の一部が新たな資産の取得に充てられていない場合

《前提》

- ・贈与時：A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・譲渡時：A宅地を6,000万円で譲渡しC宅地（300 m²：取得時の価額は4,500万円）を取得
→ 特例受贈事業用資産とみなされるB宅地の価額は3,750万円※

$$\text{※ } 5,000 \text{ 万円} \times \frac{4,500 \text{ 万円 (買換資産の取得価額)}}{6,000 \text{ 万円 (譲渡の対価の額)}} = 3,750 \text{ 万円}$$

- ・相続時：貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるB宅地の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{ (A宅地の面積)} \times \frac{3,750 \text{ 万円 (相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたC宅地の価額)}}{5,000 \text{ 万円 (A宅地の贈与時の価額)}} = 300 \text{ m}^2$$

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{ (貸付事業用宅地等の面積)} = 200 \text{ m}^2$$

③ C宅地（受贈買換資産）のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

$$3,750 \text{ 万円（相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたC宅地の価額）} \times \frac{200 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} = 2,500 \text{ 万円}$$

(2) 受贈宅地等の移転について現物出資承認を受けた場合

【ケース1】現物出資後に受贈株式等の譲渡等がない場合

《前提》

- ・贈与時 : A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・現物出資時 : A宅地・その他の事業用資産を現物出資し、X社株式を1,500株取得
→ 特例受贈事業用資産とみなされるX社株式の価額は1億5,000万円
- ・相続時 : 貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるX社株式の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{（A宅地の面積）} \times \frac{1 \text{ 億 } 5000 \text{ 万円（注1）} \times \frac{5,000 \text{ 万円（注2）}}{1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 円（注3）}}}{5,000 \text{ 万円（A宅地の贈与時の価額）}} = 400 \text{ m}^2$$

- (注) 1 相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたX社株式の価額
 2 現物出資により移転した受贈宅地等（A宅地）の贈与時の価額
 3 現物出資により移転した全ての特例受贈事業用資産の贈与時の価額

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{（貸付事業用宅地等の面積）} = 200 \text{ m}^2$$

③ X社株式（受贈株式等）のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

イ 相続税の納税猶予の適用対象となるX社株式の数の計算

$$500 \text{ 株（注1）} \times \frac{200 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} + 1,000 \text{ 株（注2）} = 1,250 \text{ 株（注3）}$$

(注) 1 X社株式のうちA宅地（受贈宅地等）に対応する部分の株式の数

$$1,500 \text{ 株} \times \frac{5,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円}} = 500 \text{ 株}$$

2 X社株式のうちその他の事業用資産に対応する部分の株式の数

$$1,500 \text{ 株} - 500 \text{ 株（上記（注1））} = 1,000 \text{ 株}$$

3 1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えない。

ロ 納税猶予の適用対象となるX社株式の価額

$$1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times \frac{1,250 \text{ 株}}{1,500 \text{ 株}} = 1 \text{ 億 } 2,500 \text{ 万円}$$

【ケース2】現物出資後に受贈株式等の譲渡等をした場合

《前提》

- ・贈与時 : A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・現物出資時 : A宅地・その他の事業用資産を現物出資し、X社株式を1,500株取得
→ 特例受贈事業用資産とみなされるX社株式の価額は1億5,000万円
- ・譲渡時 : X社株式300株を譲渡
- ・相続時 : 貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるX社株式の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{ (A宅地の面積)} \times \frac{1 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円 (注1)} \times \frac{5,000 \text{ 万円 (注2)}}{1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 円 (注3)}}}{5,000 \text{ 万円 (A宅地の贈与時の価額)}} = 320 \text{ m}^2$$

- (注) 1 相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたX社株式の価額
 (1億5,000万円×(1,500株-300株)/1,500株=1億2,000万円)
 2 現物出資により移転した受贈宅地等(A宅地)の贈与時の価額
 3 現物出資により移転した全ての特例受贈事業用資産の贈与時の価額

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{ (貸付事業用宅地等の面積)} = 200 \text{ m}^2$$

③ X社株式(受贈株式等)のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

イ 相続税の納税猶予の適用対象となるX社株式の数の計算

$$400 \text{ 株 (注1)} \times \frac{200 \text{ m}^2}{320 \text{ m}^2} + 800 \text{ 株 (注2)} = 1,050 \text{ 株 (注3)}$$

- (注) 1 X社株式のうちA宅地(受贈宅地等)に対応する部分の株式の数
 $1,200 \text{ 株} \times \frac{5,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円}} = 400 \text{ 株}$
 2 X社株式のうちその他の事業用資産に対応する部分の株式の数
 $1,200 \text{ 株} - 400 \text{ 株 (上記(注1))} = 800 \text{ 株}$
 3 1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えない。

ロ 納税猶予の適用対象となるX社株式の価額

$$1 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円} \times \frac{1,050 \text{ 株}}{1,200 \text{ 株}} = 1 \text{ 億 } 500 \text{ 万円}$$

【ケース3】現物出資前に受贈宅地等の一部の譲渡等をした場合

《前提》

- ・贈与時 : A宅地(400 m²:贈与時の価額は5,000万円)・その他の事業用資産(贈与時の価額は1億円)について贈与税の納税猶予を適用
- ・A宅地譲渡時 : A宅地の一部(100 m²)を譲渡
- ・現物出資時 : A宅地の残り・その他の事業用資産を現物出資し、X社株式を1,375株取得
 → 特例受贈事業用資産とみなされるX社株式の価額は1億3,750万円※
 ※ $5,000 \text{ 万円} \times (400 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2) / 400 \text{ m}^2 + 1 \text{ 億円} = 1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 万円}$
- ・相続時 : 貸付事業用宅地等(100 m²)につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるX社株式の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{ (A宅地の面積)} \times \frac{1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 万円 (注1)} \times \frac{3,750 \text{ 万円 (注2)}}{1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 円 (注3)}}}{5,000 \text{ 万円 (A宅地の贈与時の価額)}} = 300 \text{ m}^2$$

- (注) 1 相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたX社株式の価額
 2 現物出資により移転した受贈宅地等(A宅地の残り)の贈与時の価額
 3 現物出資により移転した全ての特例受贈事業用資産の贈与時の価額

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{ (貸付事業用宅地等の面積)} = 200 \text{ m}^2$$

③ X社株式(受贈株式等)のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

イ 相続税の納税猶予の適用対象となるX社株式の数の計算

$$375 \text{ 株 (注1)} \times \frac{200 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} + 1,000 \text{ 株 (注2)} = 1,250 \text{ 株 (注3)}$$

(注) 1 X社株式のうちA宅地（受贈宅地等）に対応する部分の株式の数

$$1,375 \text{ 株} \times \frac{3,750 \text{ 万円}}{1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 万円}} = 375 \text{ 株}$$

2 X社株式のうちその他の事業用資産に対応する部分の株式の数

$$1,375 \text{ 株} - 375 \text{ 株（上記（注）1）} = 1,000 \text{ 株}$$

3 1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えない。

ロ 納税猶予の適用対象となるX社株式の価額

$$1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 万円} \times \frac{1,250 \text{ 株}}{1,375 \text{ 株}} = 1 \text{ 億 } 2,500 \text{ 万円}$$

【ケース4】現物出資前に受贈宅地等の一部の譲渡をし、現物出資後に受贈株式等の譲渡をした場合

《前提》

- ・ 贈与時 : A宅地（400 m²：贈与時の価額は5,000万円）・その他の事業用資産（贈与時の価額は1億円）について贈与税の納税猶予を適用
- ・ 宅地譲渡時：A宅地の一部（100 m²）を譲渡
- ・ 現物出資時：A宅地の残り・その他の事業用資産を現物出資し、X社株式を1,375株取得
→ 特例受贈事業用資産とみなされるX社株式の価額は1億3,750万円※
※ 5,000万円×（400 m²－100 m²）/400 m²＋1億円＝1億3,750万円
- ・ 株式譲渡時：X社株式375株を譲渡
- ・ 相続時 : 貸付事業用宅地等（100 m²）につき小規模宅地等の特例を適用

① 限度面積の計算の基礎となるX社株式の面積の計算

$$400 \text{ m}^2 \text{（A宅地の面積）} \times \frac{1 \text{ 億（注）1} \times \frac{3,750 \text{ 万円（注）2}}{1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 円（注）3}}}{5,000 \text{ 万円（A宅地の贈与時の価額）}} = 218 \text{ m}^2$$

(注) 1 相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたX社株式の価額

（1億3,750万円×（1,375株－375株）/1,375株＝1億円）

2 現物出資により移転した受贈宅地等（A宅地の残り）の贈与時の価額

3 現物出資により移転した全ての特例受贈事業用資産の贈与時の価額

② 限度面積の計算

$$400 \text{ m}^2 - 2 \times 100 \text{ m}^2 \text{（貸付事業用宅地等の面積）} = 200 \text{ m}^2$$

③ X社株式（受贈株式等）のうち相続税の納税猶予の適用対象となる部分の計算

イ 相続税の納税猶予の適用対象となるX社株式の数の計算

$$272.7 \text{ 株（注）1} \times \frac{200 \text{ m}^2}{218 \text{ m}^2} + 727.2 \text{ 株（注）2} = 978 \text{ 株（注）3}$$

(注) 1 X社株式のうちA宅地（受贈宅地等）に対応する部分の株式の数

$$1,000 \text{ 株} \times \frac{3,750 \text{ 万円}}{1 \text{ 億 } 3,750 \text{ 万円}} = 272.7 \text{ 株}$$

2 X社株式のうちその他の事業用資産に対応する部分の株式の数

$$1,000 \text{ 株} - 272.7 \text{ 株} = 727.2 \text{ 株}$$

3 1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えない。

ロ 納税猶予の適用対象となるX社株式の価額

$$1 \text{ 億円} \times \frac{978 \text{ 株}}{1,000 \text{ 株}} = 9,780 \text{ 万円}$$